議案第8号

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年3月1日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂第三小学童保育クラブの移設に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例の一部を 改正する条例

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例(平成26年 条例第13号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「還付」を「返還」に改め、同条中「還付しない」を「返還しない」に改め、同条ただし書中「還付する」を「返還する」に改める。

別表瑞穂第三小学童保育クラブの項中「670番地」を「676 番地1」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例 新旧対照表

新

第1条から第10条 略

(育成料の返還)

第11条 既納の育成料は、<u>返還しない</u>。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を<u>返還する</u>ことができる。

第12条 略

別表 (第3条関係)

名称	位置
略	略
瑞穂第三小学童	瑞穂町大字二本木67
保育クラブ	6番地1
略	略

<u>附 則</u>

この条例は、公布の日から起算して2月を超 <u>えない範囲内において規則で定める日から施</u> 行する。

第1条から第10条 略

(育成料の還付)

第11条 既納の育成料は、<u>還付しない</u>。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を<u>還付する</u>ことができる。

第12条 略

別表 (第3条関係)

名称	位置
略	略
瑞穂第三小学童	瑞穂町大字二本木67
保育クラブ	0番地
略	略

-	2	-